

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

三鱗運輸株式會社

定款

三鱗運輸株式會社



三鱗運輸株式會社定款

第一章 總則

第一條 當會社、商號、三鱗運輸株式會社

稱之。

第二條 當會社、左ノ業ヲ營ムヲ以テ目的

トス

一、海陸運送業及運送取扱業。

二、勞力供給請負業。

三、倉庫營業。

四、運送貨物委託販賣業。

五、建築材料販賣業。

第三條 當會社資本總額ヲ金拾萬圓トス。

第四條 當會社ノ本店ヲ橫濱市ニ置

第五條 當會社ノ公告ハ本店ノ店頭ニ掲

載ス

第六條 當會社存立時期ハ會社設立ノ日

ヨリ滿參拾ケ年トス

第二章 株式

第七條 當會社ノ株式ハ每股ノ金額ヲ金

五拾圓トシ總株數貳千一株

トス

第八條 株式ハ記名式トシ共有ヲ許サズ

第九條 當會社ノ株式ハ每股拾株五拾株

及百株券ノ四種トス

第十條 株式ノ拂込ハ第壹回拂込金額ヲ

金拾七圓五拾錢トシ其後ノ拂込額

及期日ハ取締役會ノ決議ニ依リ

之ヲ定ム

第十一條 株式ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ拂込期日

ノ翌日ヨリ其帶納金額ニ對シ金

百圓ニ付尙日四錢ノ割合ヲ以テ遲延

利息ヲ支拂ヒ且遲延ノ爲メ生シタル費

ヲ當會社ニ支拂フモノトス

第十二條 株式ノ其住所及印鑑ヲ會社

ニ届ケ置クモノトス

之ヲ變更シタルトキ亦同ジ。

尙週間以外ニ郵便物ノ到達セザル地ニ住所ヲ有スル株主ハ尙週間以外ニ郵便物ノ到達ス可キ地ニ假住所又ハ代理人ヲ定メ當會社ニ届出ヘシ其變更アリタルトキハ亦同ジ。

第拾參條 當會社ノ株式ヲ賣買讓渡

シタル時ハ當會社所定ノ方式ニ依リ當事者連署ヲ以テ名義書換ヲ請求スヘシ相續遺贈其他ノ事由ニ依リ株式取得シタル時ハ其事實ヲ證明スヘキ書類ヲ添付シテ

名義書換ヲ請求スルモノトス。

第拾四條 株券ノ紛失、盜難又ハ滅失ニ依リ

其再交付ヲ受ケントスル時ハ當會社所定ノ書式ニヨリ當會社ノ適者ト認ムル保証人ニ名以上ノ連署ヲ以テ請求スベシ。

前項ノ請求アリタル時ハ當會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ、公告ノ翌日ヨリ尙拾日ヲ經ルニ異議ヲ申し出ヅルモノナキトキハ新株券ヲ交付ス。

第拾五條 株券ヲ毀損シ又ハ其種類

変更ノ爲メ株券ノ交付ヲ受ケン
トスル時ハ當會社所定ノ方式ニ依リ
タル請求書ニ株券ヲ添付シ新株券
ノ交付ヲ請求スベシ

第拾六條 株券名義變更又ハ前拾條ニ依新
株券ノ交付トスル手続料ヲ徵收ス

- 一 名義變更 株券壹枚付 金貳拾錢
- 一 新株券交付 金 金五拾錢

第拾七條

當會社ハ毎年七月壹日及拾貳月壹日
ヨリ定時株主總會終了日迄株式ノ
名義書換ヲ停止ス臨時總會ヲ招集
シタル場合ニ於テハ其招集ノ通知ヲ

發シタル時ヨリ總會終了日迄亦同ジ

第三章 株主總會

第拾八條

當會社ハ定時株主總會ハ每
年七月及拾貳月之ヲ招集ス

第拾九條

總會ノ議長ハ取締役社長
之ニ當ル社長差支アル時ハ常務取
締役之ニ當ル

第拾條

總會ノ議事ハ商法ニ別段ノ定
メ无場合ヲ除ク外出席株主ノ
議決權ノ過半數ニヨリテ之ヲ決ス
可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス
議長ハ株主トシテ其議決權ヲ行使

スルコトヲ得

第六拾壹條 株主ハ其議決權ノ行使ヲ他ノ出席株主ニ限リ委任スルコトヲ得
但シ此場合ニ於テハ委任狀ヲ提出スルコトヲ要ス

株主無能力者ナルトキハ法定代理人ヲ以テ議決權ヲ行使スルコトヲ得ルト雖其代理人ハ豫メ市町村長ノ證明書ヲ當會社ニ届出アル者ニ限ル

第六拾貳條 總會ノ議事ハ之ヲ決議録ニ記載シ議長及出席シタル株主或ハ署名

捺印シタル上之ヲ當會社保存スルコトス

第四章 役員

第六拾參條 總會ニ於テ是百株以上所有スル株主中一ヨリ取締役四名以テ五拾株以上ヲ所有スル株主中一ヨリ監査役二名以テ選舉ス

第六拾肆條 取締役ハ任期中其所有ノ株式壹

百株ヲ取得スルヲ得トスルコトヲ要ス
前項ノ株式ハ本人退職スト雖其期ニ屬スル決算報告ヲ株主總會ニ於テ承認ヲ經タル後ニアラサレバ之ヲ返還セザルコトス

第拾五條 取締役ハ互選ヲ以テ社長並
名、常務取締役若干名ヲ
選舉ス。

第拾六條 取締役社長ハ會社ヲ代表ス。
社長事故アルトスル常務取締
役之ヲ代理ス。

第拾七條 取締役會ハ其決議依リ
當會社ニ顧問又ハ相談役ヲ置
ク事ヲ得。

第拾八條 取締役又ハ監査役中欽負
ヲ生シタル時ハ臨時株主總會ヲ
開キ補缺選舉ヲ行フ。

但シ法定ノ多數ヲ欽カザル時ハ是時

總會迄其選舉ヲ延期スルヲ得。

第拾九條 取締役ノ任期ハ各箇年、監
査役ノ任期ハ或箇年トス。

但シ其任期ハ最終ノ決算期ニ及ス

ル定時株主總會前ニ満了シタ

ル時ハ其總會終結ニ至ル迄其

任期ヲ延長ス。補缺選舉ニ依

リ就任シタル取締役、監査役ノ

任期ハ前任者ノ残存期間

トス。

取締役及監査役ハ之ヲ再選スルヲ得。

第拾條 取締役及監査役ノ報酬ハ

株主總會ノ決議依リ之ヲ定ム

第五章 計算

第拾壹條 當會社ノ決算ハ之ヲ次期ニ

分ク六月迄日ヨリ拾壹月迄日迄ヲ

前半期トシ、拾貳月迄日ヨリ五月

迄日迄ヲ後半期トス

第拾貳條 當會社ノ損益計算ハ毎決算

期ニ於ケル總收入金ヨリ一切ノ経費

損失及報償、消却金ヲ控除シタルニ

シテ利益金トシ左記ノ金額ヲ控除シ

タル残額ヲ株主ニ配當ス

但シ利益金ノ一部ヲ別途積立金

又ハ後期繰越金トナスコト

アルベシ

一 利益金百分ノ五以上 法定積立金

一 利益金百分ノ貳拾以テ 役員償與金

第拾參條 株主配當金ハ毎年六月迄日

及拾壹月迄日現在、株主名簿簿ニ依

リ之ヲ拂渡ニスルコトス

第拾肆條 株主配當金ハ其ノ配當金ニ關ス

ル決算、株主總會終了ノ日ヨリ滿

當箇年ヲ經過スルモ請求ナキ時ハ

其ノ請求權ヲ抛弃シタルモノト看做

三、當會社、收得トス。

第拾九條 當會社、株式、取締役會、承諾ナクシテ之レヲ也ニ讓渡スルコトヲ得ス。

第拾七條 當會社、取締役會ノ決議ニ依リ、今一社營業會社ノ株式ヲ取得スル事ヲ得。

第拾七條 當會社、役員、株主總會ノ決議ヲ以テ、今一社營業會社ノ役員ヲ兼任スルコトヲ得。

附則

第拾九條 當會社、負擔、歸スル、創立

費用、金、金、百圓以外トス。

第拾九條 發起人、住所、氏名、及引受株數、左如シ。

一、壹千壹百株 横濱市保土谷区岩間上町千六百七拾番地 岡野慶之助

一、壹百株 横濱市保土谷区岩間上町千六百七拾番地 岡野毅彦

一、壹百株 横濱市中区相生町六百番地 岡野孝志

一、壹百株 横濱市中区相生町六百番地 青木玉吉

一、壹百株 横濱市中区相生町六百番地 青木七介

东东府豊多摩郡大久保所西大久保
五百七番地

一 壹百株

岡野庄之助

神奈川縣中郡平塚町字馬入廿六首七拾八番地

一 壹百株

宮代平藏

右三縣運輸株式會社設立、爲此定款
ヲ作成之發起人右署名捺印ス

昭和七年五月拾九日
發起人

岡野慶之助
岡野 殺香

岡野力子志

青木五志

青木也一

岡野庄之助
宮代平藏